

消防法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 防火対象物が床、壁その他の建築物の部分又は防火設備のうち、防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたもので区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすこととする。 (第八条関係)

第二 主要構造部を耐火構造等とする防火対象物に適用されている消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準については、特定主要構造部を耐火構造等とする防火対象物にも同様に適用することとする。

(第十一条、第二十一条及び第二十五条関係)

第三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。 (附則関係)